

山口県報

平成26年
10月28日
(火曜日)

目 次

○告示
保安林予定森林（森林整備課）……………一
下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（三件）（建築指導課）……………三
○公告
契約の締結（物品管理課）……………六
○公安委公告
契約の締結……………六
○雑報
公文書の開示の状況の公表……………六
個人情報開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………八



山口県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字笠松三三三三の一

長門市三隅上字惣金一三三七の二、字喜屋ヶ浴一三三七の二八、字荒平一七六三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字須佐字笠松三三三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目

目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大宇町一丁目、大宇町二丁目、大宇町三丁目、大宇町四丁目、大宇町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、

川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町、秋根南町一丁目、秋根南町二丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、椋野町一丁目、椋野町二丁目、椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡

町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、安岡町八丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、椋野上町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、形山町、一の宮御本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月町、大字清末、大字吉見下、大字福江、吉見竜王町及び大字永田郷

山口県告示第三百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学学部共通棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要なる経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十六年十月二十八日

山口県立大学学部共通棟新築工事

山口県知事 村岡 嗣 政

- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨地上五階建		六、五二六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
 (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十六年十一月十四日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年十二月三日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第三百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学栄養学科棟電気設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学栄養学科棟電気設備工事
- (一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地上三階建 延べ面積 四、四七六平方メートル	電力設備工事一式 受変電設備工事一式 通信・情報設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十六年十一月十四日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年十二月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。

山口県告示第三百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学栄養学科棟機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学栄養学科棟機械設備工事

- (一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地上三階建 延べ面積 四、四七六平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式 ガス設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年十一月十四日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年十二月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(三六六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十六年八月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号
- 六 落札金額
八千三百五万四千百六十円
- 七 入札公告日
平成二十六年七月十八日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
ICカード化運転免許証チェックコード生成装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十月二日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 契約金額
三千五百四十三万二千六百四十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年第十六号)第六百六十七条の二第一項第八号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十五年度的における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 村岡 福 敏

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
9,630 (1,993)	7,845 (83)	1,236 (109)	46	95	408 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	297 (1)	7	175 (1)	1	3	21
総合企画部	8	2	2	0	0	4
産業戦略部	1	0	1	0	0	0
環境生活部	485	449	22	0	1	13
健康福祉部	173 (3)	115 (2)	31 (1)	0	2	25
商工労働部	26 (7)	15 (1)	5	0	2	4
農林水産部	1,356 (1)	1,306 (1)	18	4	13	15
土木建築部	6,461 (75)	5,727 (74)	338 (1)	33	69	294
会計管理局	14	9	1	0	0	4
計	8,737 (81)	7,630 (78)	593 (3)	38	90	380
議 会	64	20	44	0	0	0
教 育 委 員 会	53 (1)	16 (1)	20	7	3	7
選挙管理委員会	126	21	102	0	0	3
人事委員会	1	0	0	0	0	1
監 査 委 員 会	1	0	0	1	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0

警 察 本 部 長	560 (110)	76 (3)	474 (106)	0	2	8 (1)
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	91 (1)	81 (1)	1	0	0	9
地方独立行政法人	3	1	2	0	0	0
合 計	9,630 (1,993)	7,845 (83)	1,236 (109)	46	95	408 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	10	0	10
個 人 情 報 (第2号)	779 (107)	10	789 (107)
法 人 等 情 報 (第3号)	694 (41)	25	719 (41)
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第4号)	261 (102)	0	261 (102)
意 思 形 成 過 程 情 報 (第5号)	23	4	27
行 政 運 営 情 報 (第6号)	293 (1)	12	305 (1)
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第7号)	4 (68)	1	5 (68)
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	1	0	1
合 計	2,044 (319)	53	2,117 (319)

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 2 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出は不服の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ審査中
	認 容	一部認容	棄 却	却 却	
5 (10)	0 (1)	0	0 (7)	0	0 5 (2)

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十五年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

平成二十六年十月二十八日

山口県知事 佐 岡 龍 敏

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理
開示の請求 251 (1)	116	117 (1)	3	5
開示の申出 20,885	20,885	0	0	0
合 計 21,136 (1)	21,001	117 (1)	3	5 10

備考 () 内は、前年度末に未処理であつたものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理
総 務 部	1	1	0	0	0
総合企画部	0	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0

環境生活部	12	12	0	0	0	0
健康福祉部	78	74	4	0	0	0
商工労働部	35	34	1	0	0	0
農林水産部	45	11	31	2	0	1
土木建築部	0	0	0	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	171	132	36	2	0	1
議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	14	12	1	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	211	211	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	20,425	20,425	0	0	0	0
警 察 本 部 長	95 (1)	3	79 (1)	1	4	8
労働委員会	1	0	1	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	219	218	0	0	0	1
合 計	21,136 (1)	21,001	117 (1)	3	5	10

備考 () 内は、前年度末に未処理であつたものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密等情報(第1号)	0	0	0
未成年者情報(第2号)	1	0	1
第三者情報(第3号)	112	0	112

法人等情報 (第4号)	11	0	11
犯罪捜査等情報 (第5号)	16	1	17
意思形成過程情報 (第6号)	1	0	1
評価・選考等情報 (第7号)	0	0	0
行政運営情報 (第8号)	84	2	86
協力・信頼関係情報 (第9号)	1	0	1
合議制機関等情報 (第10号)	0	0	0
合計	226	3	229

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		
	訂 正	非 訂 正	未 処 理
0	0	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決					取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 却	下	
(2)	0	(2)	0	0	0	1

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十六年十月二十八日印刷

発行人所

山口県知事